

令和3年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

令和3年3月31日（水曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和3年3月31日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第25号 尾鷲市市税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第26号 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第27号 尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第28号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 7 議案第29号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 8 議案第25号 尾鷲市市税条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第26号 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第27号 尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第28号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第12 議案第29号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1番	三 鬼 孝 之 議員	2番	内 山 將 文 議員
3番	奥 田 尚 佳 議員	4番	楠 裕 次 議員
5番	上 岡 雄 児 議員	6番	三 鬼 和 昭 議員

7番	村田幸隆	議員	8番	仲明	議員
9番	小川公明	議員	10番	南靖久	議員
11番	高村泰徳	議員	12番	野田拓雄	議員
13番	濱中佳芳子	議員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加藤千速	君
副	市長	下村新吾	君
政策調整課	長	三鬼望	君
総務課	長	竹平專作	君
財政課	長	岩本功	君
税務課	長	仲浩紀	君
市民サービス課	長	宇利崇	君
福祉保健課	長	内山洋輔	君
環境課	長	吉沢道夫	君
商工観光課	長	森本眞明	君
教育	長	出口隆久	君
教育委員会教育総務課	長	山口修史	君
教育委員会生涯学習課	長	三鬼基史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		植前健	君

○議会事務局職員出席者

事務局	長	高芝	豊
事務局次長兼議事・調査係	長	北村英之	
議事・調査係	書記	相賀智恵	

〔開会 午前 9時57分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより、令和3年第3回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和3年第3回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」までの議案5件を提出させていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から、

日程第7、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」までの計5議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました5議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」までの5議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」につきましては、個人市民税の市民税に係る扶養控除の国外居住親族の取扱いの見直し、固定資産税に係る雨水貯留浸透施設の課税標準の特例措置としてわがまち特例の新設、価格の変動に伴う税負担を緩和するための負担調整措置を令和5年度まで継続、軽自動車税に係る環境性能割の税率区分の見直しのほか、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例などの地方税法等が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

議案第26号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」につきましては、固定資産税と同様に、都市計画税においても価格の変動に伴う税負担を緩和するための負担調整措置を令和5年度まで継続し、その上で、新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担に配慮する観点から、本年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置くため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページを御覧ください。

議案第27号「尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」につきましては、令和3年度税制改正の大綱において、原則、税関係書類における押印義務を廃止することが示されたことに伴い、押印等の見直しなどの条例の一部を改正するものであります。

次に、14ページの議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」及び15ページの議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」の2議案について説明いたします。

まず、令和3年度一般会計補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ2億9,904万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,846万6,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付分として、1億9,025万5,000円の追加であります。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の交付限度額の増加により、2,858万2,000円の増額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金は、今回の補正財源として、財政調整基金から8,020万4,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費182万5,000円の増額は、国との人事交流に伴う職員の移転料等の旅費及び公舎借上料の追加であります。

5目企画費1,632万1,000円の増額は、広域ごみ処理施設整備に伴い、必要となる新たな野球場等の整備を進めるための多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料の追加であります。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費2,858万2,000円の増額は、国庫補助金の増額に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に必要な経費を増額するもので、職員手当等で時間外勤務手当1,242万1,000円、次ページの使用料及び賃借料で、接種会場における冷暖房機器借上料796万4,000円の追加が主なものであります。

2項清掃費、3目塵芥処理施設費2,428万7,000円の増額は、今月9日付で三重県知事の設立許可を得て、4月1日より業務を開始する東紀州環境施設組合への負担金の追加であります。

5款農林水産業費、4項水産業費、1目水産業総務費118万2,000円の増額は、国との人事交流に伴う受入れ職員の職員手当等の追加であります。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費は、2 億 2,503 万 2,000 円の増額であります。

次ページを御覧ください。

主なものは、地方創生臨時交付金事業として実施する地域振興券及びプレミアムつき商品券事業に係る商品券発行事業業務委託料 2 億 1,977 万 7,000 円及び尾鷲よいところスタンプ会補助金 75 万円の追加であります。

3 目観光費 60 万円の増額は、同じく地方創生臨時交付金事業として、修学旅行等による本市への宿泊を促進するための学校宿泊促進事業補助金の追加であります。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 121 万 2,000 円の増額は、同じく地方創生臨時交付金事業として、成人式延期に伴う衣装賃借キャンセル料金等補助金 120 万円の追加等であります。

続きまして、令和 2 年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算書（第 12 号）及び予算説明書の 1 ページを御覧ください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ 4,000 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 9,850 万 3,000 円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10 ページ、11 ページを御覧ください。

2 款地方譲与税から 12 ページの 11 款交通安全対策特別交付金までは、額の確定による増減であります。

次に、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第 3 次交付限度額の配分による 496 万円の増額であります。

16 款財産収入、2 項財産売払い収入 5,817 万円の減額は、遊休市有財産の売却実績によるものであります。

次ページを御覧ください。

17 款寄附金、1 項寄附金 1,886 万 3,000 円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みによるものであります。

21 款市債、1 項市債は、起債額の確定により、急傾斜地崩壊対策事業債 10 万円、減収補てん債 1,640 万円の減額であります。

次に、歳出について説明いたします。

16ページ、17ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費762万9,000円の減額は、財政調整基金積立金1,123万4,000円の増額、ふるさと応援基金積立金1,886万3,000円の減額であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,810万4,000円の減額及び4目老人福祉費971万3,000円の減額は、いずれも地方創生臨時交付金事業として実施した福祉保健センター空調設備改修工事及び聖光園共用スペース空調設備改修工事の事業費確定により、設計業務委託費、工事請負費をそれぞれ減額するものであります。

18ページ、19ページを御覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費455万4,000円の減額は、同じく、地方創生臨時交付金事業として実施した小中学校音楽室空調設備改修工事の事業費確定による設計業務委託料、工事請負費の減額であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

6ページを御覧ください。

追加2件のうち、2款総務費、1項総務管理費の損害賠償請求事件に係る報償費は、国家賠償法に基づく損害賠償請求事件について本年3月25日の一審判決を受け、原告の控訴期限が4月にまたがることから、必要経費を翌年度へ繰り越すものであります。

また、9款教育費、5項社会教育費の成人式事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により成人式の開催を5月2日に延期したことから、その必要経費を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

変更2件につきましては、急傾斜地崩壊対策事業及び減収補てん債の額の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

以上をもちまして、議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（12号）の議決について」までの5議案についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がございますので、これを許可いたします。

4 番、楠裕次議員。

4 番（楠裕次議員） おはようございます。

それでは、質疑通告に基づいて、議案第 28 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」、質疑を行います。

内容は、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 5 目企画費、第 1 2 節委託料、細節の企画振興事業、その委託内容件名が多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託、これについて、まず、委託の目的を確認します。

二つ目は、その積算の根拠と委託の概要。

3 点目、基本計画そのものは、上位計画のどの部分に該当しているのか。というのは、予算の裏づけがないものは予算執行できませんので、どの部分に記載されているのか、それについてお答えください。

議長（村田幸隆議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） それでは、御説明申し上げます。

まず、委託の目的と積算単価も含めた内容について御説明申し上げます。

「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」のうち、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 5 目企画費、第 1 2 節委託料、企画振興事業の多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料の委託内容及び積算根拠についての御説明でございます。

まず、委託の目的である委託内容は、本委託料は、社会資本整備総合交付金を活用して、いわゆる広域ごみ処理施設建設に伴う代替野球場を含む都市公園を整備するために、都市公園整備事業として都市計画決定を行うための基礎となる基本計画を策定することが目的でございます。

その委託内容につきましては大きく 2 点ございまして、基準点測量、水準測量、現地測量等の測量調査計画業務が 1 点でございます。次に、基本計画策定のための現況把握、計画内容の検討及び方針の策定、基本計画図の作成、概算工事費の算出等の設計解析調査業務、この 2 点が業務内容の主なものでございます。

その積算根拠は、単価の積み上げにより、測量調査計画業務が 6 7 8 万 9, 2 0 0 円、設計解析調査業務が 9 5 3 万 1, 5 0 0 円、合わせて 1, 6 3 2 万 7 0 0 円となっているのが内容でございます。

続きまして、御質問がありました、この業務委託を上程した裏づけとなる根拠について御説明申し上げます。



現在、本市を含む東紀州5市町において、尾鷲市営野球場建設予定地として広域ごみ処理施設の建設に向けて取組を進めており、本年4月に東紀州環境施設組合を設立し、令和10年4月の稼働を目指しているところでございます。計画に沿って進めるに当たり、令和6年度に現市営野球場の解体工事に着手する必要があるございまして、そのため、代替球場の建設が必要不可欠となっておりますは御説明したとおりでございます。

その取組を進める中で、有利な補助金等の活用により各市町の費用負担を軽減する必要があることから、各種補助金等を調査検討した結果、国の社会資本整備総合交付金の活用を目指している現状でございます。そのためにはスポーツ振興ゾーン及び高台ゾーンを合わせて都市公園整備事業とし、都市計画決定を行うことが必要となっております。

以上のことから、令和3年度に都市公園整備事業の基本計画策定と同時に尾鷲市都市計画審議会による決定が必須なことから、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料を予算計上させていただいた次第でございます。

御質問にあります多目的スポーツフィールド整備事業基本策定等業務委託料の位置づけ、よりどころでございますが、これにつきましては、やはり上位計画としましては、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画及び尾鷲市都市マスタープランに記載されております広域ごみ処理施設の整備を進めさせていただくことをよりどころに、今般、広域ごみ処理施設の建設に伴い代替球場整備を早急に進める必要があることから、今回の予算計上に至りましたことを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 委託の目的は交付金の活用をしたいので早いところ委託して作業しなきゃいけないと、トータル的なそういう話なんですけど。

気になったのは、測量と、それから、あと、計画の策定、工事費の算定、この業務内容からすると、測量と計画のものは本来別物ですよ。測量業者を兼ねている委託会社が、見積りを取っているのか、3社以上は取っているんでしょうけど。

測量業務と計画業務って全然別物ですよ。市の委託のやり方って、何でもごちゃ混ぜで委託できるというシステムになっているんですかね。先ほど説明した基準点測量だとか何とかいろいろやっていますという話なんですけど、測量はあくま

でも測定の作業ですよ。計画は計画の別の話。財政課の担当がいるかどうか分かりませんが、そういう業務のやり方ってありなんですか。何でもありというやり方は。

議長（村田幸隆議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 今般予算計上させていただいたものは、三重県建設技術センター様に依頼いたしまして進めさせていただくことを前提としております。

というのは、やはり今回限られた時間の中で、いわゆる都市計画決定を行うために基本計画を策定することを目的とし、その結果、広域5市町の費用負担を目指した社会資本整備総合交付金の活用を目指しておりますので、その中でやはり大きく都市計画審議会にかけるためには、いわゆる測量部門と計画策定と同時に効率よく行うことも含めて、一括して委託したいと思っております。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今の技術センターにお願いするという事は、技術センターは一括してこの業務ができる業務体系を持っているということですね。間違いないんですよ。

現況測量が出来上がって、それをベースに専門にやる会社、今回はセンターが一括でやるということなんですけど、センターがいいのかどうか私は分かりませんよ。それはまだ入札をやるんでしょうから。だから、そういうやり方がどうなんだという話なんです。それ以上言ってもしょうがないので。

積算根拠と委託の概要を今は一緒くたに話ししていたんですけど、だから、そういうやり方がいいのかどうかということ。これはまた別途の機会があれば質問しますけど。

もう一つ、3番目の話なんですけど、スポーツフィールド整備事業をやりまして、上位計画は6次の基本計画で、ごみ置場、ごみ処理場を造ります。いいですか、たまたま野球場のところに造りたいという構想ですよ、まだ何も決定していないから。構想で、野球場を今の中部電力の跡地のところに持っていきたいということなんですけれども、スポーツフィールド整備事業という名称を持つてくるために、今言った基本計画とか都市計画マスタープラン、何ページに書いてあるんですかって。根拠がないと予算措置できないでしょうということなんです。そこはどうなんでしょう。

議長（村田幸隆議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君）　今回、先ほど第6次総合計画の広域ごみ処理施設を進めるための資源循環型社会の推進のところを御説明申し上げました。今回、私ども、第7次尾鷲市総合計画や都市マスタープランの見直し、いわゆるそういう計画策定の中で、審議会の皆様からおわせS E Aモデルの推進に当たっての御意見なり御提案をいただいているのも事実でございますが、まだ形にはなっておらない状態でございます。

今回、おわせS E Aモデルのスポーツ振興ゾーン、高台ゾーンを合わせて都市公園整備事業としてお願いするわけでございますが、その辺はやはり、今回何度も申し上げておりますが、広域ごみ処理施設の建設に伴い代替野球場を早急に整備する必要がございます。その代替球場の場所がおわせS E Aモデル構内ということはございまして、基本、私たち、よりどころとするべきは、広域ごみ処理施設の整備を早急に進めさせていただきたいというところに重点を置いてお願いしたいと思っております。

議長（村田幸隆議員）　4番、楠議員。

4番（楠裕次議員）　基本計画の策定なんですけど、本来ですと、いいですか、総合計画があつて、基本計画があつて、重点事業はどれなんだと選んで、その中に、具体的に進めるために基本計画の策定が一般的ですよ。これ、逆でしょう。今いろんな委員会で発言して、市民の意見とか先生方の意見をもらっているのは、それいいですよ、別に全然悪いことじゃない。もらわないと後で困りますからね。市長が勝手に決めたってなっちゃいますから、そうはいかない。

であればですよ、体系的に上位計画からずっと流れてきてありますよ。なければ、基本計画を既成事実化して、決まったんですよ。多分、新聞にはそう書いてきますよね。市民の人なんかは、だって、そんなことは全然理解していませんよ。だから、この策定業務委託がどうなのかということなんです。金額も絡んできますからね、当然あるんでしょうけど。だから、根拠がめちゃくちゃなんですよね、やること自体が。

だから、これは一般質問になっちゃいけないのであれなんですけど、市長が当選されて私が一番最初に質問したときに、総合計画の見直しをしませんかと言ったときに、今のやつを踏襲しますという発言をしています。何で私はそれを言ったかというのは、4年間の間にいろんな重点事業が出てきたときに全部の見直しをしなくても、総合計画なり、基本計画なり、都市計画マスタープラン、その他の関係計画も、別に5年間の事業の中で見直しもしないで、降ってきた、湧いて

きたように出てきたものをいきなりこういう策定業務へ出すこと自体が不自然な  
んですよ。だから、途中途中の見直して、法的に駄目だなんてどこにも書いて  
いない。それを理解しないで、社会資本整備費のお金が必要だから、都市計画決  
定の手続が必要だから、これは本末転倒、やっていること自体が。

この前の議会運営委員会でも副市長は、私はプロパーとしてどうなんですかと  
聞いたら、これは今、上位計画もやっているのだからそこに位置づけします。そんな  
逆さまの行為ってあるんですか。じゃ、上位計画も要らない、基本計画だけで作  
業すりゃいいんですよ。

ですから、基本的に、基本計画とかごみ処理場のことはいいですよ、あしたか  
ら市の業務じゃなくなるんですから、独立した行政団体の業務ですから。私はこ  
の本会議場で清掃工場のことなら言えなくなる。これは法律上、手続上、決まっ  
ていますから。あとと言えるのは、予算を出すか出さないかだけの話なんです。

それと同じで、やること自体を既成事実化すること自体は、私は問題だと言っ  
ているんですよ。上位計画もしっかりしていないのに、後に決まったので都市計  
画に位置づけしました、じゃないですよ。都市計画マスタープランにこういう  
場所を今後こういう展開していきたいんだということで位置づけしたならいいで  
すよ。何もしていないうちから基本計画ではつくって、いや、基本計画は決まっ  
たので位置づけします、議会で承認を取りましたよねって、そんなやり方なんか  
どこもやっていないですよ。

ですから、私は今回この質疑は、この業務委託のことは、社会資本整備基金を  
使いたいのは、それは私も分かりますけど、手続そのものは行政の手続にはなっ  
ていないということなんです。いいですか、それ以上私は言いませんけど、課長、  
何か意見があったら言ってください。

議長（村田幸隆議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 尾鷲市の総合計画、今回第7次は国土強靱化計画と双壁  
とさせていただいておりますが、やはりこれに定めることが尾鷲市における最上  
位の計画でございます。それに基づいて、いわゆる計画に落として実際に予算を  
つけて実行させていただくわけですが、そういうところの重要性は非常に認識し  
ておりますが、今回そういう基本計画を策定しながら、おわせSEAモデルの中  
でもどういうことを実行していくのかということも皆様に御説明しつつ、やは  
り重要課題となっている広域ごみ処理施設のいわゆる社会資本総合交付金の活用  
につきましては、一刻も猶予がないというのは御理解いただきたいところでござ

いますので、そこはやはり仕組みをないがしろにしているのではなく、そういう同時進行の部分もやっぱりやっていかなければいけない時期もあるということは御理解いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

他に御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の5議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、商工観光課長、何かありませんか。ないですか。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時30分〕

〔再開 午後 3時15分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から、日程第12、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」までの計5議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました5議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員）　じゃ、委員長報告をさせていただきます。

私ども行政常任委員会に付託されました議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」、議案第26号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」、議案第27号「尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」、以上、条例関係3議案、予算関係2議案の計5議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明、聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました5議案のうち、議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」につきましては、楠裕次委員から、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費のうち、企画振興事業、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料1,632万1,000円を減額する修正案が提出されました。

委員会においてこの修正案の採決を行った結果、賛成少数により修正案は否決となり、次に、原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案について可決すべきものと決しました。

また、議案第25号から議案第27号及び議案第29号の4議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員）　以上で、委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員）　議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）」

の議決について」のうち、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、12節委託料、企画振興事業、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料1,632万1,000円について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、今回、予算につきまして驚いたんですけども、新年度予算の補正なんですけど、該当施設一つつける予算がないという厳しい財政の中で、1,600万にも及ぶ、これは一般財源なんですけど、委託料が出てくるというのは僕は少し前に聞きましたけど、まさか全て一般財源だと思わなかったという。補助金があるのかなと思いましたが、まず、それがびっくりしたということと、それから、これは都市計画決定するために計画を立てるんだというんですけども、発電所跡のところ。話を聞いていると、測量等で計画を立てるだけで1,600万もかかるのという気もして、ちょっと信じられないんですね。

それと、新年度、5月30日に選挙の告示であります。それがあって新年度予算というのは骨格予算であると市長も言われていたわけですね。そういう中で3月31日、今日になって1,630万にも及ぶ多額の予算を新年度予算に上げてくるという、この行為自体も普通ではあり得ないんじゃないかと、前代未聞だと私は思います。骨格予算という中で、こういうことはまずないんじゃないか。市長は生き急いでいるのかなという気がしてならないんですし、だから、どこか体調でも悪いのかなと心配してしまうんですけど。

聞いていますと、今の市営野球場のところにごみ焼却施設を建設する予定であると。それを進めるためには代替地を整備する必要があるんだということですね。発電所跡のところへ整備するんだということで、そのためには有利な交付金、社会資本整備総合交付金ですか、これを今使わないといけないんだということなんですけど、でも、これは時限立法でも何でもなくて、来年度も再来年度もずーっとあるわけなんですね、この交付金というのは。だから、それはもちろん6月7月でもあると思いますし、今これを使わないといけないんだという理由は、僕はよく分からないんですけども。

それと、市長は早くしないとけないんだと、令和10年度に間に合わせないとけないんだと言っていますけれども、既にもう遅れていまして、当初の平成30年ぐらいですか、29年度やったか、28年ですか、最初に聞いたときには令和7年には稼働するというような計画だったと思うんですけども、それから何年も遅れているわけですね。

というのは、やっぱり市長が万が一のことがない限りは発電所に造るんだと、2年近くも引っ張って遅れたという経緯があると。本当は去年、5市町の一部事務組合ですか、それもつくる予定やったけれども1年遅れたと。でも、遅れたけれども、去年4月からほかの4市町も尾鷲へ職員が1人来て作業しているわけですね。完全に1年無駄になった。時間と労力だけじゃなくて、税金もかなり無駄になっている。それは市長のせいだなと僕は思うんですけど、その反省に立たずに、遅れているから早くしないといけないんだと。

その中で、今、野球場に造るということに対しても、周辺の方々、周辺の事業者の方でも猛反対している事業所は複数ある。市民に説明会も1回もしていない。そういう状況の中で、早くやらないといけないので早くやらなという、その理屈が私には全く理解できないものがございます。別に選挙が終わってからでいいんじゃないか、そうやって言うのなら。何を生き急ぐのかという気がしてならないですよ。

その前にやっぱり住民説明会でしょうと。住民の方々にきちっと説明すべきですよ。本当に野球場があそこでもいいのかという問題と、野球場の代替地が本当に浸水域のあそこでもいいのかというこのことに対して、やっぱり市民の方々にきちっと丁寧な説明をして御納得いただくと、この手続は取らないことには。

市長は上から目線じゃないんだとかと言っていますけれども、やっぱりこういうふうなやり方を見ても、今までもそうですけど、全てが上から目線で、俺が決めたんだからやるんだよと。

議会もしっかりしなあかんと思うんですよ。議会がなめられているんですよ。今日だって委員長が予算の審議にうまく入れなかったみたいなことを言われましたけれども、こういう予算を受けること自体、僕は問題だと思うんですね。高村議員も厳しいことを言われていましたけれども、これまでの議会だったら、こんな予算を上げてくるなよというような流れだったと思うんですけど、最近是非常にこの議会というのは加藤市長に優しいんだなと思いますけれども、ただ、市民はかなりシビアですよ、議会に対して。今回の選挙だって前回の選挙と同じように、現職の方々に対しては厳しい審判が浴びると僕は確信しています。だから、これ……。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、本題にお戻りください。

3番（奥田尚佳議員） 本題外でした。

ですので、いろいろなことを考えると、やっぱり議会もしっかりしないとイケ



ないというふうに思いますし、こういう予算をきちんとした議論もせずに市民の方々とか、住民無視、住民不在のような形でこういうふうなのをつけていくということに対して、やっぱり僕はきちんとした市民目線でやらないと、選挙で厳しい審判を受けるという気がしてならないと思います。

それで、今回の計画なんですけれども、楠議員も言われていましたけど、総合計画のない、都市計画マスタープランにもない、そして、スポーツ振興計画のこういうのはない、施設整備計画もね。そういう状況の中で、都市計画決定を急がないかんだという理屈になぜなるのかと。

だって、平成25年ですか、25年から26年にかけての議論があったと思うんですけれども、海拔6メートルですか、7メートルか、プールがありますよね。あそこの修繕をするというときに、議会は猛反対したんですよ。これは先輩議員の方々は御存じだと思いますけど、浸水域のプールなんかは直す必要はないと。浸水域のプールなんか直して、それで、市民の皆さんがいつ地震があって大津波が来ると言われている状況の中で、あんな浸水域のプールを直してどうするんだというような議論をしたはずなんですよね。

そういうことがある中で、じゃ、逆に海拔4メートルの方はいいんですか。そのところの住民に対する、やっぱりこれは矛盾していますよ。あの25年、26年のときは猛反対しておきながら、今回はそうですかと安易に何の議論もせずに、市民の方々に対してきちんとして説明もせずに、市長は市民の方に説明したんだと、意見も聞いたって豪語していますけど、そうですかね。

今朝も僕は市民の方と、だから、厳しいことを言われましたよ、本当に。委員会で申し上げたけど、ミャンマーで軍隊が子供たちに拳銃を突きつけているけれども、あれと一緒にじゃないかと、尾鷲市がやっていることは。子供たちがあんな危ないところで、自分たちが危ないからといって広域ごみ処理施設を上へ持っていくのに、何で子供たちが野球をするところは危ないところへ持っていくんやと、その理屈は何やと思って。こういうのを議会が何の議論もせんと認めるのかと。今日、朝、すごいけんまくで僕は市民の方に言われましたよ。いや、今日議論するんですけどねと言いましたけどね。

それと、第1ヤードで油漏れがあったと。第2ヤードもこれは多分あるでしょう、同じタンクがあるんだから。発電所跡もこれは同じですよ。発電所の今整備するところというのは、今、野球場があるところと違って南側なんです、都市計画決定するところが。そこというのはタンクもあり、予備のタンクも置いて

いなかったかな。それで変電所もあり、それで、鉄骨とかの残骸でも置いてあったやないですか。残骸と言ったらあれかな、資材とかも置いて、いろんなものを置いてあった。それで煙突があり、その手前にはタービン建屋があったわけですね。

ですから、第1ヤードで油漏れがあったんだったら、間違いなく発電所跡も僕は油漏れはあると思うんですね。それを課長は中電が大丈夫だと言ったから大丈夫だと確信していますなんて、そんなのは誰が信じますか。やっぱりきちっとした土壌改良と土壌調査をしてもらって、ちゃんとしたエビデンスを出してもらえない限りは、しっかり土壌改良をやらしてもらわない限りは、順序がこれは逆だと僕は思って仕方ありません。

何回も申し上げますけれども、やっぱりこれは市民への説明が先です。こういう重要な問題があるんだったら、この問題は間違いなく選挙の争点になると思うんですね。賛同される方は賛同してもらったら構わんけれども、やっぱり市民の方々はシビアですから、その辺のところを重々お考えになって、僕の反対討論としたいと思います。御賛同いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

9番、小川議員。

〔9番（小川公明議員）登壇〕

9番（小川公明議員） 議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、特に先ほど反対討論のありました、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の企画振興事業の委託料について、賛成の立場から討論させていただきます。

この委託料につきましては、執行部から説明を受けたとおり、現在、広域5市町で進めております広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場を建設するに当たり有利な補助金などを活用し、本市はもちろんのこと、各市町の負担を軽減するために必要不可欠なものであり、かつ、令和6年度からの現市営野球場の撤去工事開始までに代替野球場建設を進めるためには、一刻の猶予もないことは明白であります。

また、代替野球場建設場所につきましては、昨年11月10日に開催されました行政常任委員会において、執行部からのおわせSEAモデル構想の中間報告があり、SEリアプランとして、発電所ヤードにスポーツ振興ゾーンが示されるとともに、野球場をはじめとする各諸元の説明がなされております。

なお、平成26年第1回定例会における民間プールの調査費につきましては、当時、津波浸水域である理由のみで予算修正がなされたものではなく、民間プールへの調査費が適当ではない、おかしいのではないかという意見があったことは記憶にあります。今回の代替野球場整備では、同時に一時避難所としての築山整備を行うなど、当時の議論と分けて考えることは当然であります。

このことから、広域ごみ処理施設建設を円滑に進めるためには代替野球場建設を一体的に進める必要があり、そのためにはこの費用が最低限必要な予算であり、時間的にも一刻の猶予もないことから、今後の事業推進に当たっては、議会、市民への経過説明を執行部に求めた上で、賛成するものであります。

御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

12番、野田議員。

〔12番（野田拓雄議員）登壇〕

12番（野田拓雄議員） ただいま議題となっております議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、特に歳出2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料、企画振興事業1,632万1,000円、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回、中部電力跡地における多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料1,632万1,000円を新規事業としての基本計画策定委託料を予算計上することについて、反対であります。

SEAモデル協議会において、市民サービス担当責任者として尾鷲市の役割は理解できるものの、今回、6月には市長選挙があり、加藤市長の市政の在り方に民意を問う時期となっております。当初予算においては、骨格予算と言いながらも新規事業を補正予算計上することは、市長がどのように行政を考えているのかと思わざるを得ないと思います。3か月後に結果が判明するである行政の体制をあたかも自分が行政を継続するかのように新規事業を行うことは、行政体制を混乱に導くことになりかねないと考えます。加藤市長が民意で当選した後でも十分可能と判断します。

中電跡地の利活用について市民懇談会等を実施することもなく、最近では、SEAモデル協議会の進捗も分からない状況であります。また、市民にSEAモデ

ル事業及び市民サービスの在り方を問うこともなく新規予算を計上することはあまりにも傲慢であり、市民を無視した行動としか考えられない状況であります。

よって、今、加藤市長のやることは、市民に民意を問うた後、すっきりとした行政行動が取れる体制づくりを構築することが必要であり、強引に事業を進めることはあってはならないと考えます。今回の多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料1,632万1,000円を新規事業としての基本計画策定予算を計上することには反対の立場であり、議案第28号「令和3年度一般会計補正予算（第1号）の議決について」、反対の立場から討論させていただきました。御賛同いただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

1番、三鬼孝之議員。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の企画振興事業の委託料1,632万1,000円について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

中部電力三田火力発電所の廃止を受けスタートしたおわせSEAモデル構想につきましても、市長も再三にわたり、また、定例会の所信表明におきましても、一大プロジェクトを成功に導き新しい人の流れの創出につなげるためにはまだまだ乗り越えるべき課題が山積しているが、本市にとって半世紀続いた地域経済の構造転換期であり、また、尾鷲の再生を担う非常に重要なプロジェクトであると述べております。

ここに言う新しい人の流れの創出は、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画に位置づけられた施策であり、さきに執行部から示された尾鷲市まちづくりアンケートにおいても最重要課題の一つであることは、何度となく説明を受けたところでございます。また、先日開催された第4回の第7次尾鷲市総合計画審議会に関する報道において、政策議論の中で、SEAモデルは項目として外せないという意見があったことが掲載されておりました。

第6次尾鷲市総合計画後期基本計画での位置づけはもちろんのこと、現在策定中の第7次尾鷲市総合計画においても、また、さきの定例会においても、執行部から説明のあった尾鷲市都市マスタープラン見直し（案）においても、おわせSEAモデル構想が位置づけられることが明白であります。

その上で、執行部から説明を受けた、現在、広域5市町で進めている広域ごみ処理施設建設と一体的に進める必要がある代替野球場建設については、有利な補助金等を積極的に活用し負担軽減を図ることは執行部として当然のことであり、時間的制約がある中で、関係機関と連携を密にして、円滑かつスピーディーに事を進める必要があることは自明の理であります。

このことから、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託については、必要な予算であると判断し、賛成するものでございます。

なお、おわせSEAモデル構想につきましては、今後、各種計画での位置づけがさらに明確に示されると思われましても、執行部には継続した分かりやすい説明を求め、賛成をするものであります。

御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

4番、楠裕次議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） それでは、議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の反対討論をさせていただきます。

賛成議員のほうからはいろいろる申し上げておりますけど、基本的に浸水区域と分かっている、市民の安全安心を考えない計画が本当に適切なかどうか、まず、そこを問いたいと思います。

それと併せて、社会資本整備の補助金が出るから慌ててやる必要はどこにあるのか。じっくり考えて市民の意見も聞いて、そこから進めても遅くない。さらに、個別計画を先につくって、上位計画に持っていくなんてことはあり得ない。上位計画がありきで、その方向性が示されてから個別の計画の事業を進めていく。実施計画だって同じことです。だから、進め方が本末転倒。

市長に一言言いたいのは、急いで事を、大変なことになるので、仕損じるとい話がありますよね。そういうことを含めて、もう少しじっくり考えて事業を進めてもらってもいいんじゃないかなと。

先ほど委員会の席でも、SEAモデルをやっていて、2年間その内容のコンセプトをしっかりと考えてきたんだと、概要を。それは分かりますよ。個別の委員会でも報告はされています。担当課長もこれは大事なことです、言われなくても分かります。

大事なのは、市民の声をどこで聞いたかということなんですよ。意見募集をしました、周辺の地権者には説明しました。そうではなくて市民全体に、参加するかどうかは別としても、しっかりとした市民への説明、理解を得ていない中で、簡単にこういう事業を進めていいんですかね。大切な税金ですよ、一般財源ですから。

だから、そういうことをもう少しじっくり考えた上で、そこが本当にいいのかどうか。子供たちがやる野球場、あと、それ以外にもテニスコートみたいなことも書いてありましたけど、本当に市民の安全安心を考えて計画されているのか。それをベースに実施設計するのは別に問題ないと思いますよ。

ただ、今の場所は危ない。築山を造るといったって、埋立地のところに築山を造ったら崩れますよね。一般質問でもたしか言ったと思うんですけど、鉛直の直下型地震でも崩れる、水平振動があつたらなおさら崩れる、水が来たらもっと崩れる。この三つがそろったら、築山どころじゃないんですよ。担当課長からの説明ではほかの市町も聞いたけどって、そこはもともとの現状地盤のところに造られているからでしょう、埋立てのところに造っていないんですよ。現地を視察したことは別に私は悪いとは言いません。

だから、そういうこともしっかり考えた上で、あの場所が本当に適正なのかどうか、当面、仮設でもいいからどこかを使うとかということも踏まえた上で、やむを得ずそこに造るんだったら、ばかどかい15メートルもするような防波堤を造るかどうかという議論もあるかもしれません。そういうことも考えないで、ただ造るんだ、造るんだということをする事自体は、最終的には血税を無駄遣いしているということになりかねないので、基本的に私は、ここの事業についてはもう少し時間をかけた中でしっかり議論する、あるいは市民の意見を聞くということを進めていく必要があるんじゃないかということで、反対の討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

2番、内山將文議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） 議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の企画振興事業の委託料について、賛成討論をさせていただきます。

現在、東紀州5市町で進めております広域ごみ処理施設建設を進めるに当たり、

予定されている令和6年度からの市営野球場の撤去工事までに、代わりの野球場建設を進めることは必要不可欠であります。

また、各市町が負担する代替球場及び津波避難施設の建設費用を軽減するためには、交付率が2分の1と有利な社会資本整備総合交付金の活用に向けて、スポーツ振興ゾーンと高台ゾーンを合わせて多目的スポーツフィールド整備事業基本計画を策定すると同時に、都市計画決定が前提となることは執行部からの説明で明らかであり、十分合理性があるものであります。

加えて、海拔約4.5メートルの中部電力尾鷲三田火力発電所跡地に野球場を移設するためには利用者の安全確保が必要であり、一時避難場所である築山整備はもちろんのこと、避難経路などの高台への避難誘導體制の検討も同時に重要となってまいります。

以上のことから、広域ごみ処理施設建設をスケジュールに沿って速やかに進めるためには本委託料が必要不可欠であり、今後の事業推進に当たっては、代替球場の整備とともに利用者の安全確保を執行部に求めた上で、賛成するものであります。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

6番、三鬼和昭議員。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の中で、歳出2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の12節委託料、企画振興費として、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料1,632万1,000円について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

既に同補正書の4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費の中に、広域ごみ処理施設整備事業、東紀州環境施設組合負担金2,428万7,000円が補正されておりますように、明日をもってこの組合が成立するというので、いよいよ5市町による広域ごみのごみ施設の整備とともに、運営が始まろうとしております。

そういった中で4市町の要請を受け、なお、本市におきましても市長の説明も踏まえて、5市町で現市営野球場にこの整備を進めるということから、今回の中部電力発電所跡に多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等の業務委託を行うということでございます。

この事業につきましては、都市公園整備計画ということで、修正案を出された委員からの説明でもこういった計画に基づいた事業推進ではないかということで、後の第7次総合計画であるとかマスタープランの説明もございました。現時点では、この環境施設を整備するに当たって野球場で整備が行われるということで、こういったことを踏まえた上で、都市計画審議会に諮って進めるというのもこれまでに全然なかったとは言えないことであって、これまで描かれておる6次総合計画基本計画においても、そういった広域ごみ施設を進めるという前提の中で生じてきた議案であると理解しております。

そういった中で、これまでも基本計画が策定できなければ市民への説明も具体的にはできないということも判断しますし、また、市民の安全安心を担保しているのかということも踏まえて、都市計画審議会においてこの計画が策定されたならば、それをもってきちっとした説明の下、行っていただきたい。

市民に対しても、もちろんその計画に基づいて市民に説明していただきたいということを踏まえまして、この計画につきましては、新たな集客施設であるおわせSEAモデル構想においても、人命の安全安心ということを確保しなければいけないということがありますので、避難施設としての築山、特に津波避難対策について、または避難進路等についてもこういった計画の中で策定していただき、都市計画審議会に諮っていただいて進める。

なお、こういった計画ができれば、市民に計画に基づいた説明を行っていただくということを含めて、市民の安心安全が図れるかということも含めて説明していただくということを求めまして、賛成の立場で討論させていただきます。御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員）　ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います  
が、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　何番ですか。

（「11番」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員）　11番、高村議員。



[ 1 1 番 (高村泰徳議員) 登壇 ]

1 1 番 (高村泰徳議員) 私は、議案第 2 8 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算 (第 1 号) の議決について」、反対の立場で討論いたします。

私は、この議案を聞かせてもらったときに、1,600 何がしのお金はやはり野球場ありきと思って認識しました。それでは、それからのことを考えると、交流人口を尾鷲にたくさん来ていただいて、尾鷲を発展させるにはどうしたらいいか、考えました。

将来 200 万人の人口の人を寄せ集めるには、これでいいのか。野球場を造って、みんなが癒やせる海、山を見せるには、この築山を造っていいのか、そう思いました。

なぜかという、みんな 1 回は来てくれて、海も横へ行かないと見えんやないかと言うたら、あの人もこの人も連れてきてやろうという気は薄れると思います。それよりも広大な海を見せて、あっ、尾鷲という言うところは、ええ場所や。それで、こんな入り江なんか、どこを探してもない、日本中探してもない。つまりヨーロッパのある観光業で栄えているところと同じやないかという、そういう気にしてもらって人を呼ばな、熊野市、今、150 万人の人口、それ以上の人を見込めるわけがないんです。

目をつぶって考えると、船はどんどん入ってきて大型船、例えば熊野の花火を打ち上がった、その帰りにでも寄っていただいて泊まっていただく。そして、尾鷲にホテルができた、そこへどうぞというふうにして泊まっていただく。それは 5 年や 10 年ではできないかもしれません。我々は亡くなっても子孫がそれやってくれる、その種をまくのは我々の仕事です。

どうか市長も間違わないで、やっぱり将来のええ夢を見つけてください。お願いします。

これで、私の反対討論を終わります。

議長 (村田幸隆議員) 他にございませんか。

8 番、仲明議員。

[ 8 番 (仲明議員) 登壇 ]

8 番 (仲明議員) 私は、論点を戻して、賛成討論をいたします。

議案第 2 8 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算 (第 1 号) の議決について」、私は賛成の立場から討論をいたします。

歳出 2 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費、1 2 節委託料 1,632 万 1,

000円につきましては、広域ごみ処理施設建設に伴う代替新野球場建設に係る多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定の委託料であり、都市公園整備事業の認可を受けて、社会資本整備総合交付金、交付率2分の1を活用するために、申請に必須である計画策定のための委託料であります。

代替新野球場の建設は、令和2年10月の行政常任委員会に既に広域5市町から上限額約8億5,000万円が示されています。次いで、令和2年11月の行政常任委員会において、発電所ヤードでの建設と野球場の諸元、津波避難施設及び憩いの場、築山の諸元が示され、令和3年1月の行政常任委員会では、広域ごみ処理施設建設費及び一部事務組合格約と、尾鷲市営野球場の移転の補償に係る基本協定書が示されています。

さらに、令和3年2月9日には、東紀州環境施設組合設立の協議書が臨時議会で可決をされております。まさに広域5市町での一部事務組合がスタートするとき、今までに示されたスケジュールに沿って広域ごみ処理を建設するには、代替の新野球場移転建設が前提条件であります。新野球場建設財源として有利な国の補助財源を活用することは、これまで議会で議論された財政状況を振り返っても何ら異議を申し立てる理由がありません。

さらに、総合計画後期基本計画の整合性は、基本計画の74ページに生涯スポーツの推進とあり、主な取組方針が、「市は気軽にスポーツが楽しめる場所を確保するため、施設の計画的な整備を進めるとともに、近隣市町との連携による広域的な相互利用について検討を進める」とあります。

今回の広域ごみ処理施設の建設に伴い代替の新野球場の建設は、この方針の施設整備に整合性があり、実施計画で議論をすべき問題であります。さらに言えば、総合計画は第7次策定中であり、同時進行でも私は問題はないと思います。

よって、議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」につきましては、賛成するものであります。議員皆様の御賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第8、議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」を

採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、議案第26号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第10、議案第27号「尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第11、議案第28号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第12、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第1

2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決をされました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第25号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から、議案第29号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」までの議案5件につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(村田幸隆議員) 本日1日御苦労さまでございました。

これをもって、令和3年第3回臨時会を閉会いたします。

[閉会 午後 4時08分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭